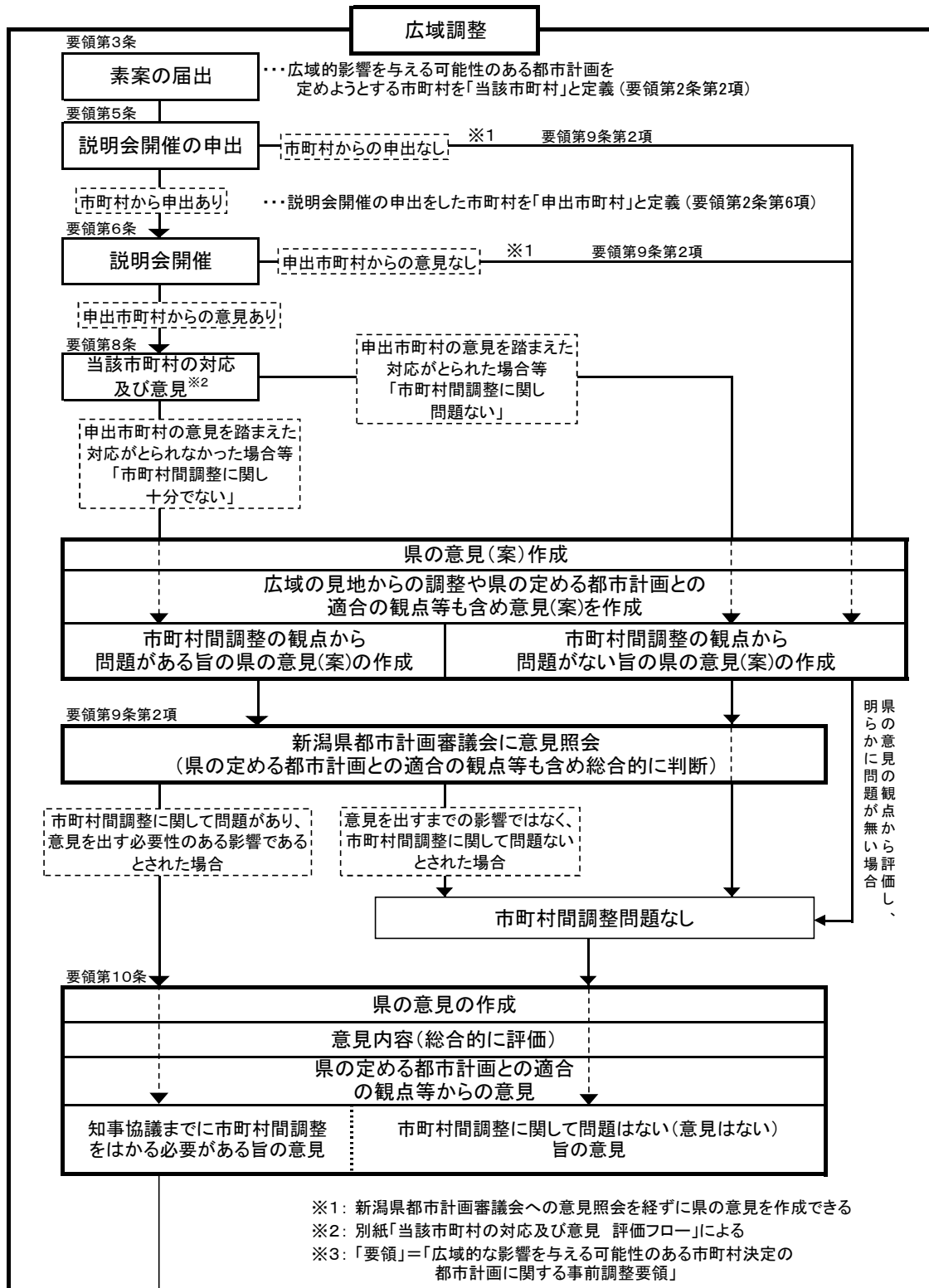
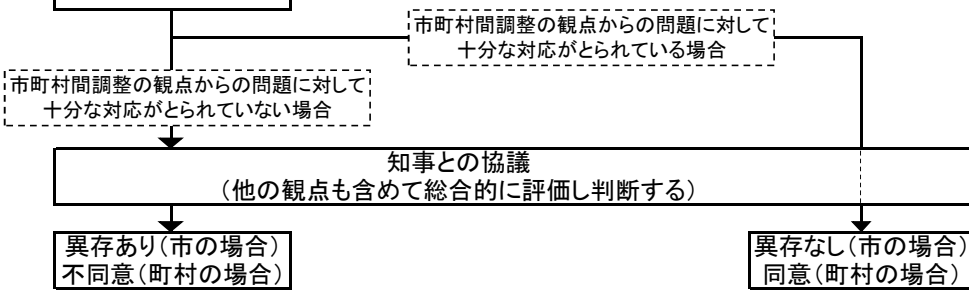


◎市町村間調整を含む県の意見の作成の考え方



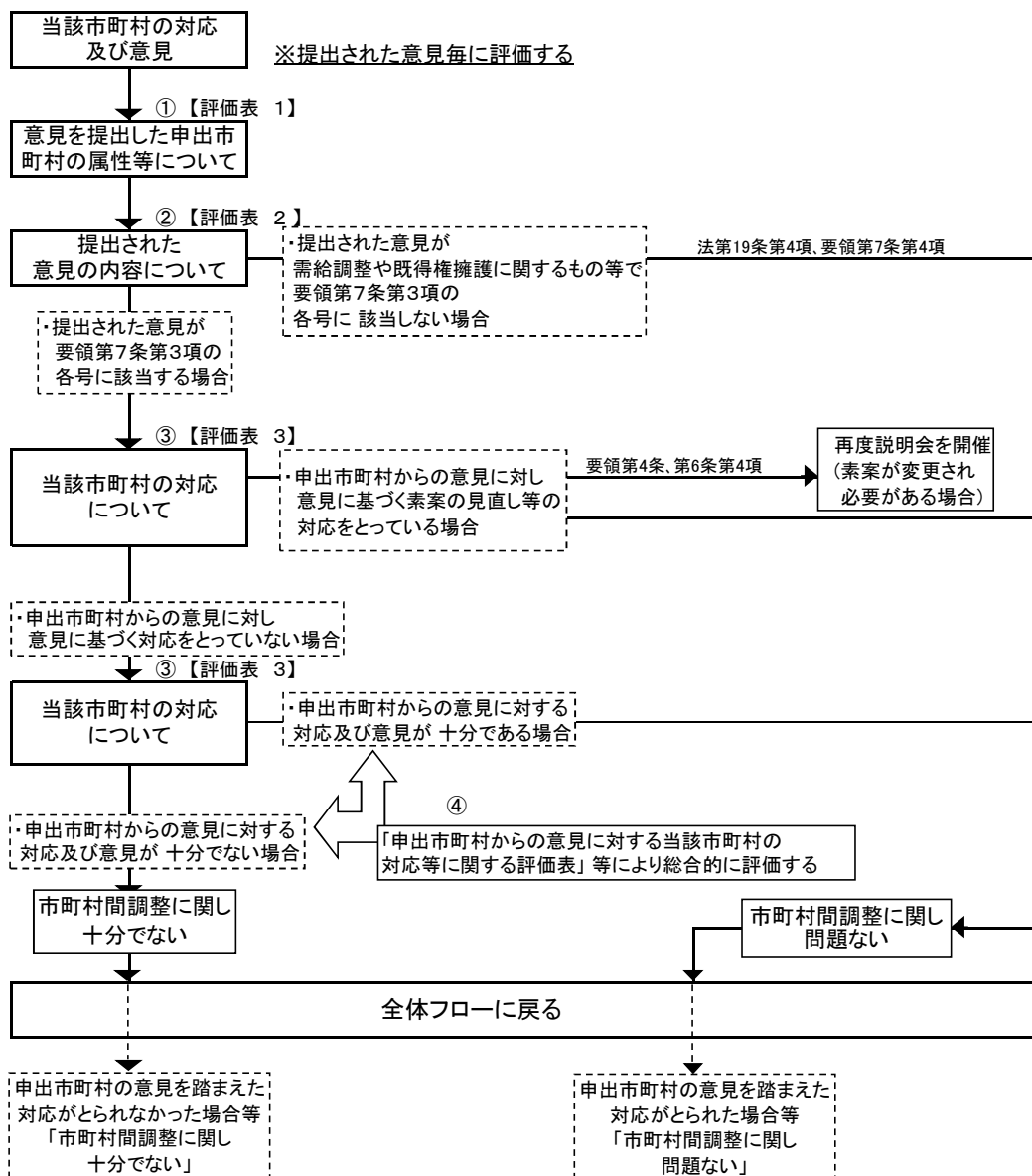
当該市町村が主体となり市町村間の調整



◎当該市町村の対応及び意見 評価フロー

申出市町村から提出された意見に対する当該市町村の対応及び意見の評価は、「申出市町村からの意見に対する当該市町村の対応等に関する評価表」を用い、以下のフローにより行う。

- ① **意見を提出した申出市町村の属性等(当該市町村との関係等)を整理する。**
 - ・当該市町村と意見を提出した申出市町村との関係(隣接、同一広域圏、同一都計区域、距離等)を整理する。
 - ・要領により、意見提出できる市町村は、説明会開催の申出をした市町村としている。(要領第2条第6項)
 - ・要領により、都市施設に関する計画の場合、意見提出できる市町村は、原則隣接市町村に限られる。(要領第3条第2項)
- ② **提出された意見を、意見の内容により分類する。**
 - ・要領により、提出できる意見は、都市計画に関する意見に限っている。(要領第7条第3項)
 - ・広域調整として競争抑制的な土地利用の制限はできないことから、需給調整や既得権擁護を内容とする意見を区分整理する。
 - ・意見に対する対応についての評価基準をあらかじめ内容の分類毎に定めておくことから、意見を評価表により分類する。
- ③ **意見に対する当該市町村の対応・意見について、評価する。**
 - ・当該市町村の対応(素案の見直し、資料の追加・補足、未対応 等)について、意見毎に評価し、県の意見(案)のうち市町村間調整に関する意見の作成根拠資料とする。
 - ・意見の内容により庁内関係課や関係地域振興局に意見照会する。(産業部局、環境部局、農林部局、土木部局等)
- ④ **総合的に評価する。**
 - ・市町村間調整に関する県の意見(案)を作成するに当たって、評価表による評価をふまえ、広域の見地からの調整の観点等を加え総合的に評価する。(要領第10条)



「要領」=「広域的な影響を与える可能性のある市町村決定の都市計画に関する事前調整要領」